

郵便による入札の概要

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、興部町外の入札参加者につきましては、郵便による入札で執行することといたします。

下記の内容を、ご確認のうえ競争入札に参加してください。

1 入札書の郵送

(1) 郵送到達の期日

入札日の前日の 月 日 () まで【期日厳守】

※ 興部町役場に到達するよう、入札書及び内訳書を郵送してください。

(2) 郵送の方法

- ① 入札書及び内訳書は、別々に郵送用封筒に入れ、封筒の表に「入札書」及び「内訳書」の文字、「工事名等」と「商号又は名称」を記載し、封筒の貼合わせ箇所には、封印を必ず押印してください。(別紙記載例参照)

(注) 封印は見積書に押印したものと同一印鑑で押印ください。

- ② 郵送の方法は、「一般書留郵便」及び「簡易書留郵便」のいずれかを選択してください。前述の2つの郵送方法で、更に【速達】扱いとすることは差し支えありません。

- ③ 複数の工事について入札書等を郵送する場合、工事毎に必要な事項を記載した郵送用封筒を作成する必要があります。この場合、これら複数の工事の入札書等を一つの封筒にまとめて郵送することはできませんのでご注意ください。また、1件ずつ作成した複製の郵送用封筒を大型の封筒にまとめて送付することもできません。必ず工事等ごとに郵送用封筒を作成し、個別に指定の方法で発送してください。

- ④ 委任状については、郵便入札の場合、代表者 または「受任者」が自ら入札書を作成しますので、委任状は必要ありません。

(3) 郵便用封筒 の記載

- ア 「工事名等」
イ 「商号又は名称・代表者名及び住所」
ウ 「開札年月日」
エ 「入札書在中」の旨 本項目は朱書きとする。
オ 「連絡先電話番号及びファクス番号」

(4) 入札書等の送付先

興部町役場 建設課 管理係 宛に送付してください。

〒098-1692 紋別郡興部町字興部 710 番地

2 入札回数

事前公表以外の案件における入札回数は2回とします。落札に至らなかった場合は、随意契約によることがあります。

3 落札者の決定

落札となるべきものが2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。くじを引くものは、入札事務に直接関わらない町職員とします。

4 落札等の通知

落札者には、電話連絡します。落札者以外の入札者に対しては、町ホームページへの掲載(公表)をもって通知とします。町ホームページは入札当日中に、データを掲載します。

5 開札の立会者

開札には入札事務に直接関わらない町職員を立会者とし2名以上置くこととします。

6 入札書の取扱い等

(1) 入札の中止

有効に到達した入札書が2通に満たない場合は、当該郵便入札は中止となります。

(2) 入札書の撤回等

町に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

(3) 入札の辞退

入札書が町に到達した後でも、開札までの間は入札辞退を認めます。

(4) 入札書の無効次のいずれかに該当する郵便入札は無効となります。

ア 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない郵便入札

イ 入札者の記名押印のない郵便入札

ウ 入札書の記載金額を加除訂正した郵便入札

エ 指定封筒及び入札書等の記載内容が不明瞭である郵便入札

オ 同一入札案件について同一人がした2通以上の郵便入札

カ 明らかに不適正と認められる郵便入札

キ その他入札に関する指定事項や条件に違反した郵便入札

7 郵便入札に係る問い合わせ先

興部町役場 建設課 管理係

電話番号 0158-82-2166

※ 契約条項の示し方について

設計図書については、電子媒体(CD-R・DVD-R)又は、紙媒体において郵送(同封)といたします。